

# 地方政治行政研究科

## 修士課程

### 〔1〕履修の方法（平成29年度入学者適用）

1. 本研究科における修士の学位は、大学院に2年以上在学し、修士論文の審査を受ける場合は所定の30単位以上又は特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合は所定の34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとして扱う。

#### 【地方政治行政専攻：修士（政治行政）】

研究指導及び履修要件は、下記のとおりとする。

#### 1) 修了に必要な所要単位数

##### (1) 修士論文の審査を受ける場合

| 分野           | 単位数      |
|--------------|----------|
| 【必修】<br>特別演習 | 単位は付与しない |
| 【選択】<br>政治   | 8単位以上    |
| 【選択】<br>行政   | 8単位以上    |
| 【選択】<br>共通   | 8単位以上    |
| 計            | 30単位     |

##### (2) 特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合

| 分野           | 単位数      |
|--------------|----------|
| 【必修】<br>特別演習 | 単位は付与しない |
| 【選択】<br>政治   | 8単位以上    |
| 【選択】<br>行政   | 8単位以上    |
| 【選択】<br>共通   | 8単位以上    |
| 計            | 34単位     |

2) 【必修】の演習は、1年次、2年次ともに履修し、指導教授による教育研究指導を受け、研究論文、研究報告（書）等を提出し、これらの集大成として修士論文又は特定の課題についての研究を完成させる。

3) 政治、行政、共通の各分野に配当されている授業科目から、それぞれ4科目以上（8単位以上）を履修し、

- ・ 修士論文の審査を受ける場合は、30単位以上
- ・ 特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合は、34単位以上を修得しなければならない。

4) 教育研究指導を担当する教員を指導教授とし、科目履修に当たっては、指導教授の指示のもと綿密な履修計画を立てる。

修士論文又は特定の課題についての研究の成果の完成度を高めるため、指導教授に限らず、他の教員による助言や指導を受けることができる。

- 5) 同一科目を再度履修することはできない。ただし、不合格の場合は、この限りではない。
- 6) 本学の他の研究科に定める授業科目のうち 10 単位を上限に履修を認め、修了要件として定める 30 単位又は 34 単位に含めることができる。

なお、修得した単位は、共通分野の単位に加算することとする。

- 7) 学生が研究科に入学する前に本学の大学院又は他大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により研究科委員長に願い出て、認定を受けるものとする。ただし、6) に掲げる単位と合わせて 10 単位を超えないものとする。

## 2. 履修手続き

学生は、年度のはじめにその学年（年間）に履修する授業科目を決定し、指導教授の承認を得て、所定の期日までに履修登録をしなければならない。

（履修登録は、年 1 回・4 月に行う。）

## 3. 試験

- 1) 授業科目の試験は、学期末に平素の成績と合わせて、筆記又は研究報告、単位論文等の方法により担当教員が行う。
- 2) 演習又は実習の授業科目の試験は、平素の成績等の方法により担当教員が行う。
- 3) 前項 1、2 の単位の認定は、担当教員が行う。
- 4) 授業に 3 分の 2 以上出席しなければ、受験資格は与えられない。
- 5) 筆記による期末試験は、最終講義又は最終講義以降の同一曜日・時限のいずれかに実施する。ただし、学生の急病等、特別の理由によって期末試験を欠席した場合に限り追試験を実施する。いずれの場合についても再度にわたる試験は実施しない。

## 4. 成績評価

- 1) 成績の評価は、100 点を満点とし、60 点以上をもって合格とする。

| 点数         | 成績評価 | 評価基準           |
|------------|------|----------------|
| 100 点～90 点 | S    | 特に優れた成績        |
| 89 点～80 点  | A    | 優れた成績          |
| 79 点～70 点  | B    | 妥当と認める成績       |
| 69 点～60 点  | C    | 合格と認められる最低限の成績 |
| 59 点以下     | F    | 「C」の成績に達しない    |

- 2) 成績表の交付は、学期毎に行う。

## 5. 学位（修士）申請

修士論文又は特定の課題についての研究の成果（修士）による学位申請は、学位申請

書並びに論文審査手数料（製本費用を含む）2万円を経理課に納入し、大学院長に提出する。

#### 6. 学位論文及び最終試験

- 1) 大学院学則及び学位規程に則り、審査する。
- 2) 研究論文、研究報告書等も学位審査の参考とする。
- 3) 修士論文の審査、又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとし、最終試験の成績評価は、「合格」「不合格」で表す。
- 4) 1. 7) に定める単位の認定を受けた者は、大学院学則第 11 条のただし書きは適用しない。